

佐賀県訓令甲第7号

本庁各部
各現地機関

佐賀県公共用地の取得に伴う損失補償規程（昭和39年佐賀県訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月14日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(建物等の移転料)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(建物等の移転料)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>次条の規定による補償をする場合における第1項の規定により建物の所有者に補償する当該建物の移転料の額は、同項の費用の額から次条の規定により算定した額を控除した額とする。</u></p> <p><u>(配偶者居住権を有する者に対する建物の移転に係る補償)</u></p> <p>第28条の2 <u>土地等の取得又は使用に係る土地にある建物が配偶者居住権の目的となっている場合において、当該建物の移転に伴い、当該配偶者居住権が消滅すると認められるときは、当該配偶者居住権がない場合における当該建物の価格から当該配偶者居住権がある場合における当該建物の価格を控除した額を当該配偶者居住権を有する者に対して補償するものとする。この場合において、前条第1項後段の規定により補償することとなった建物が配偶者居住権の目的となっている場合についても、同様とする。</u></p>
<p>(移転雑費)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 前項の場合において、当該建物等の所有者及び借家人又は当該代替地等を必要とする者が就業できないときは、第44条、第47条及び第51条に規定するものを除き、それらの者が就業できないこ</p>	<p>(移転雑費)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 前項の場合において、当該建物等の所有者、<u>借家人及び配偶者居住権を有する者</u>又は当該代替地等を必要とする者が就業できないときは、第44条、第47条及び第51条に規定するものを除き、そ</p>

改正前	改正後
とにより通常生ずる損失を補償するものとする。	これらの者が就業できないことにより通常生ずる損失を補償するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。